

7/6
朝日

介護保険料滞納 罰則は問題

無職

(京都府 73)

介護保険料滞納の罰則で
介護サービス利用時の自己
負担が3倍になる高齢者が
1万人超との記事（6月25
日）を読んだ。介護保険料
は40歳以上なら原則的に、
免除されない。本人が無收
入でも保険料を払わせるや
り方や、3倍もの罰則を科
すのは問題がある。

私の場合、今年の介護保
険料は9万8490円。5
年前は6万7650円だっ
たので1・46倍だ。国民年
金は減額される一方、持病
で服薬が欠かせず医療費は

かさむ。将来、介護サービ
スを受けることになれば、
原則1割の自己負担分でも
重くのしかかるだろう。ま
してや保険料を滞納するほ
ど生活が苦しい人が要介護
となつた時、3割の自己負
担分を払えるのだろうか。

政府の「経済財政運営と
改革の基本方針」で、今後
3年間の社会保障費抑制の
目安が示された。安全保障
関連法案の審議で「国民の
命を守る」と声高に言う安
倍晋三首相だが、米国の支
援に多額の予算をつぎ込む
より、今困っている国民に
手を差し伸べてほしい。